

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画城内大手町地区地区計画を次のように変更する。

名称		城内大手町地区地区計画		
位置		北九州市小倉北区城内、大門一丁目及び大手町地内		
面積		約46.7ha		
地区計画の目標		<p>当地区は、北九州市の小倉都心の西部に位置し、周辺に紫川と一体となった緑豊かな勝山公園や市役所、中央図書館をはじめとする様々な公共施設、文化施設が集積しており、市民の文化活動の拠点となっている。また、北九州市都市計画マスタープラン小倉北区構想では、文化都心として、文化施設、中高層住宅、商業・業務などの共存・調和を進める地区として位置づけられている。</p> <p>地区内では現在、都市計画道路大門木町線の整備、思永中学校の整備や小倉北警察署の移転、南側では近年高層マンションの建設など、新たな土地利用の転換や居住空間の形成がなされつつある。</p> <p>このため、本地区計画では都心のシンボリックな通りである都市計画道路大門木町線沿線において、当地区で立地する建築物についての適正な規制・誘導を行い、既存の様々な公共施設、文化施設などと調和したゆとりと風格のある街並みの形成を図ることを目標とする。</p>		
全区域の整備・開発及び保	土地利用の方針	<p>土地を2つに区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>公共交流施設地区：市民文化の振興や観光の魅力増進に向け、既存の中央図書館や公園等の公共施設、市民が憩える交流施設等を基本とした土地利用を進める。</p> <p>生活業務施設地区：文化施設、中高層住宅、商業・業務機能などが共存する土地利用を進める。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標、土地利用の方針に基づいた良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、建築物等の用途、壁面の位置、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限など必要な制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	公共交流施設地区	生活業務施設地区
		地区の面積	約33.0ha	約13.7ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カラオケボックスその他これに類するもの キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（ホテル又は旅館に付属するものを除く。） 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの カラオケボックスその他これに類するもの キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（ホテル又は旅館に付属するものを除く。） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、都市計画道路大門木町線境界線までの距離は、5.0m以上とする。ただし、当該距離が5.0m未満の既存の建築物において、既存の距離までの範囲で、増築、改築、修繕又は模様替を行う場合はこの限りでない。
	建築物等の形態又は意匠の制限			<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、過度にならないよう周辺環境等と調和したものとする。 2 外柵、門扉、その他の工作物は、建築物と色彩の調和を図るなど、周辺の美観に配慮したものとする。 3 建築設備や屋外に設置される室外機等は、原則、都市計画道路大門木町線から見えない位置に設置するものとし、やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置や建築物と一体となった色彩、デザインとする等、周辺の美観に配慮したものとする。 4 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものとするとともに、掲出数、面積、高さは必要最小限になるよう努めるものとする。また、周辺の美観を損なわないよう、屋上広告物を避けるなど、設置位置についても工夫を行うものとする。
	垣又はさくの構造の制限			都市計画道路大門木町線に面する側には、原則として、垣又はさくを設けないものとする。やむを得ず設ける場合及びその他の道路に面する側に設ける場合は、生垣又はネットフェンスと植栽等を組み合わせたものを用いて、周辺の街並みと調和するよう工夫するものとする。

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

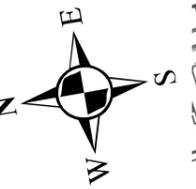
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成21年3月4日告示 第59号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 城内大手町地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1 / 4, 000



計画図

公共交流施設地区

生活業務施設地区

凡例

-  地区計画区域
-  地区の区分線

0 50 100 200 300 m

